

豊橋元教諭訴訟

二審も公務災害認める

「長期過重労働で脳出血」

2012.10.27 中日

判決後、記者会見する鳥居建仁さん
26日午後、名古屋市中区で



た。

倒れた後、左半身のまひなどが残り、二〇〇六年、病気を理由に免職された。リハビリばかりの毎日に、親族に「死にたい」と漏らすこともあった。

一審、二審と続いた裁判では、教え子が陳述書を書いてくれたことが支えになった。教師仲間には、支援の会をつくってくれた。

今は週一回、かつてと同じ石巻中で、ブラジル国籍の生徒にボランティアで数学を教えさる。教師の忙しさは、自分が倒れたころと何ら変わっていない。教師を取り巻く環境の改善を」と話した。

「教師の忙しさ改善を」

半身まひ残る原告訴え

公務災害を認められた元教諭の鳥居さんは「二十六年間、公務災害と認められてほしいという思いだけで生きてきた。基金は上告しないではない」と語った。

二十六日、支援者らが名古屋市内で開いた集会に参加し「ありがとうございます、ありがとうございます」と、涙を流して何度も頭を下げた。

倒れたのは、教師になって二十二年目の時。

「生徒のために」と超過勤務もいとわず頑張ってきたつもりだった。

中学校の行事中に脳出血で倒れ、半身まひになったとして愛知県豊橋市の元中学校教諭、鳥居建仁さん(五三)が公務災害と認めるよう求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は二十六日、地方公務員災害補償基金愛知県支部の処分を取り消して公務災害と認めた。一審判決を支持し、基金側の控訴を棄却した。

持病の悪化が原因」と主張したが、渡辺修明裁判長は「長期間の過重な公務が続いたために、脳出血を発症したと考えるのが自然。公務外と認定した処分は違法」と退けた。

鳥居さんは豊橋市立石巻中の教諭だった。二〇〇二年九月、学校祭の球技の試合に出た直後に倒れ、左半身にまひが残った。脳出血は「陸上部の顧問として、月百時間を超える時間外勤務の影響」と主張し、基金に公務災害の認定を請求したが、認められなかった。処分の取り消しを求め〇八年に提訴し、名古屋地裁で勝訴した。

鳥居さんは「この十年間、公務災害と認めてほしいという思いだけで生きてきた。基金は上告しないではない」と語った。

地方公務員災害補償基金愛知県支部のホームページで開いた集会

二十六日、支援者らが名古屋市内で開いた集会に参加し「ありがとうございます、ありがとうございます」と、涙を流して何度も頭を下げた。

倒れたのは、教師になって二十二年目の時。

「生徒のために」と超過勤務もいとわず頑張ってきたつもりだった。